

階上町議会 B C P (業務継続計画)

令和 6 年9月

階上町議会

目 次

1	議会BCPの目的	2
2	議会、議員の行動指針	2
3	執行機関との関係	3
4	議会BCPの発動基準	3
5	対策会議	4
6	議員の役割	5
7	議会事務局の役割	6
8	その他	7
9	計画の見直し	7
	階上町議会BCP組織対応イメージ図	8
	議員の参集フロー図	9
	階上町議会災害対策会議設置要綱	10
	議会BCP行動基準～地震・津波・風水害編～	12
	〃 初動期①	13
	〃 初動期②	14
	〃 応急期	15
	〃 復旧・復興期	16
	議会BCP行動基準～新型インフルエンザ等感染症編～	17
	〃 国内発生早期	18
	〃 国内発生期	18
	〃 県内発生期	19
	〃 感染拡大期	20
	〃 まん延期	20
	〃 小康期	21

1 議会BCPの目的

議会は、二代表制としての議決機関、住民代表機関として、大規模災害などの非常事態においても、迅速で正確な意思決定が必要となる。

階上町議会では、多様な町民ニーズに対応できる議会機能の維持を図るため、東日本大震災や新型コロナウイルス感染症での経験を活かし、初動対応をはじめとした災害対応について必要な事項を定めるとともに、被害の拡大防止及びこれまでの風水害や地震・津波の災害対応に加え、感染症等の発生時においても迅速に対応しながら、議会機能の早期回復及び維持を図ることを目的として、階上町議会BCPを策定するものである。

※ BCP : Business Continuity Plan (ビジネス・コンティニュエティ・プラン) 『業務継続計画』の頭文字を取った言葉

2 議会、議員の行動指針

議会は、町内で大規模災害が発生した非常事態時においても、重要な契約、条例、予算、決算などの審議において、執行機関の事務執行状況のチェックや評価を停止することなく、適正かつ公正に議会を運営する必要がある。

また、大規模災害発生時の初動期対応から復旧・復興期の各段階においても、様々なケースを想定し、必要に応じて審議・調査等が行えるよう体制を整えておかなければならない。

議員は、議会の機能を維持するために、その構成員としての役割を担うことが基本であるが、大規模災害発生時には、議員自身等の安全確保や安否確認に努めるとともに、同時に、地域の一員として災害対応を行いながら、地域の被災状況や要望等の情報収集と地域への正確な情報提供に努めなければならない。

3 執行機関との関係

災害時には、災害対応に実質的かつ主体的に当たるのは町（執行機関）であり、議会は主体的な役割を果たすわけではなく、議事・議決機関としての役割が基本であり、その範囲で災害に対応することが基本となる。特に災害初期段階においては、町では職員が情報の収集や応急対策業務などに奔走し、混乱状態にあることが予想される。このことから、議員の情報収集や要請などの行動については、その状況と必要性を見極め、議会として集約し、町が初動体制や応急対応に専念できるよう配慮が必要である。

一方で、議会の役割である行政監視機能と議決機能を適正に実行するため、正確な情報を早期に収集・確認することも必要であることから、議会は、議会と町それぞれの役割を踏まえ、情報の共有や協議・調整を主体とする町との協力・連携体制を整えるものとする。

4 議会BCPの発動基準

議会BCPの対象とする災害の種別と発動基準は、次表のとおりとする。

種 別	発 動 基 準
地震・津波	・町内で震度6弱以上を観測する地震が発生したとき ・青森県太平洋沿岸に津波警報が発表されたとき。
風水害等	特別警報（大雨、暴風、高潮、波浪、暴風雪、大雪）が発表されたとき。
その他	大規模火災や事故、原子力災害、新型インフルエンザ等感染症、大規模なテロ、ミサイル攻撃などで、相当規模の災害発生又はその他町長が災害対策本部の設置を必要と認めたとき。

※ 議会BCPに定める議会の組織体制及び指揮系統等並びに議員の行動基準は、町の災害対応と高い関連性を有していることから、上記表内以外における議会BCPの発動基準については、災害対策本部の設置に準拠する。

5 対策会議

議会は、災害時において、災害初期から議会機能を的確に維持するため災害対策本部の設置後、速やかに対策会議を設置し、災害対応にあたるものとする。

- (1) 構成員 議長、副議長、議運委員長・議運副委員長の4名
- (2) 設置・廃止 議長が決定
- (3) 意思決定順位 議長、副議長、議運委員長、議運副委員長の順
- (4) 所掌事務

- ・議員の安否、居所、連絡手段等の掌握
- ・災害対策本部の情報収集
- ・議員からの災害情報の集約及び災害対策本部への情報提供
- ・災害対策本部からの依頼事項検討
- ・本会議、委員会の開会、関連諸行事の開催、参加検討
- ・国、県その他の関係機関に対する要望等
- ・その他議長が必要と認める事項

- (5) その他

対策会議は、議会、議員及び災害対策本部の間において、情報の共有や協議・調整を行なうため、必要に応じて議長に全員協議会の開催を要請することができる。

- (6) 事務局 議会事務局

※ 対策会議：階上町議会災害等対策会議

※ 議運：議会運営委員会

※ 対策会議等：〇〇〇〇対策会議（必要に応じて災害単位で設置）、特別委員会など

6 議員の役割

議員は、災害時には、速やかに自身と家族の安全確保及び安否確認を行い、自身と家族の安全が確保された段階で次の活動を行うものとする。

- ◇ 自らの安否、居所、被害状況等を対策会議に報告し、連絡体制を確立する。
- ◇ 対策会議からの招集指示があるまでは、地域の一員として町民の安全確保と応急対応など地域における活動に積極的に従事する。
- ◇ 地域活動などを通して、町が拾いきれない地域の災害情報などを収集する。
- ◇ 各地区における被災箇所及び避難所などの状況について、必要に応じて対策会議へ報告する。
- ◇ 各行政区長と連携を図り、居住地又は最寄りの避難所運営支援のほか、各地域の災害支援活動に協力しつつ、被災者に対する相談及び助言等のケアに努める。
- ◇ 対策会議の構成員は、対策会議が設置された場合には、上記に関わらず対策会議の任務にあたる。

7 議会事務局の役割

町において、災害対策本部が設置された場合には、議会事務局職員は、通常業務に優先して、速やかに次表により必要な初動対応にあたる。

勤務時間内	平日の勤務時間外、休日
1 □自身の安全確保 2 □来庁者の避難誘導 3 □議員の安否確認 4 □議会エリアの施設及び設備の被害状況の確認 5 □対策会議の設置・運営準備	1 □自身と家族の安否確認及び住居等の被災状況の確認 2 □議長及び副議長の安否確認並びに住居等の被災状況の確認 3 □議会事務局職員の安否確認及び住居等の被災状況の確認 4 □役場（議会事務局）への参集 5 □議員の安否確認及び住居等の被災状況の確認 6 □議会エリアの施設及び設備の被害状況の確認 7 □対策会議の設置・運営準備

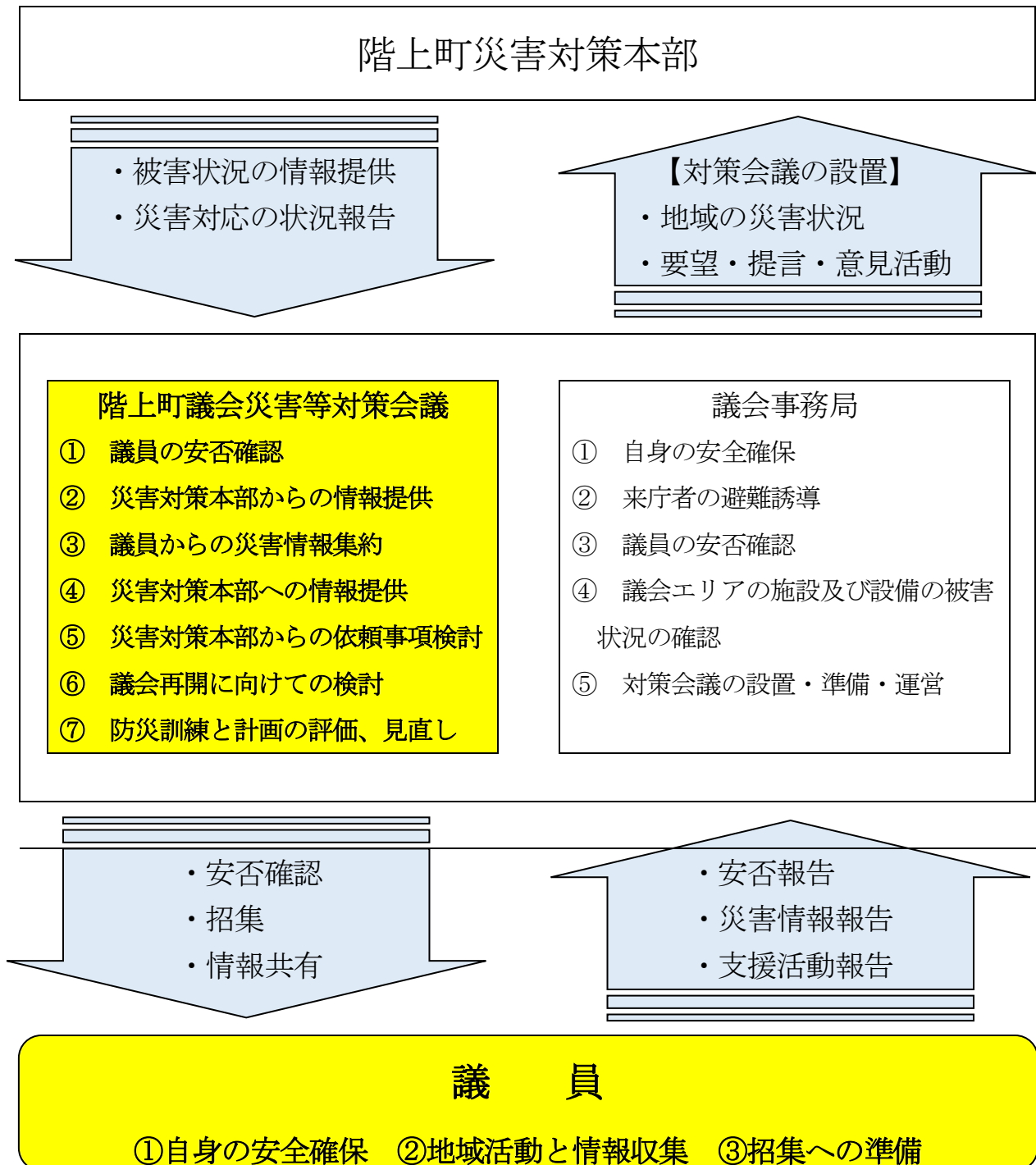
8 その他

- ◇ 議長は、対策会議を設置したときは、議員の活動について公務災害補償等の対応を適切に行うため、速やかに議員派遣の手続を行うものとする。ただし、議員派遣が直ちに公務災害補償対象となるわけではなく、公務性は活動の内容により判断されるので、議員は、二次災害が起こらないように十分に留意し、安全第一で行動するものとする。
- ◇ 議会BCPをより実効性のあるものとするため、災害等における議会と議会事務局の体制の検証・点検を行い、必要の都度見直しを行う。なお、議会BCPの見直しは、議運を中心に行うものとする。
- ◇ 災害に対する危機意識を高める観点から、議員と議会事務局職員を対象とした防災訓練（机上訓練・図上演習など含む。）の毎年1回以上の実施に努める。

9 計画の見直し

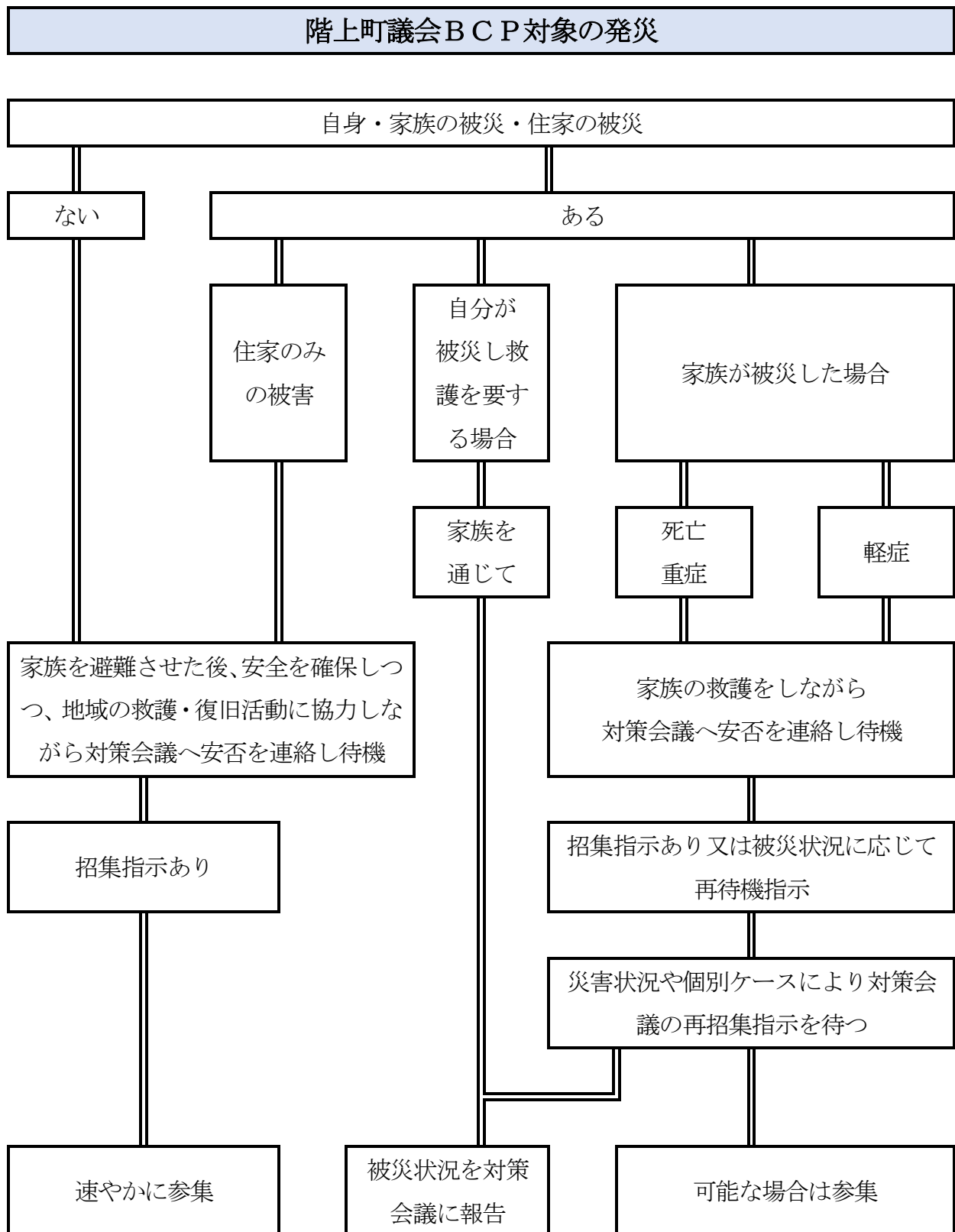
- ◇ 議会BCPをより実効性のあるものとするため、災害時等における議会と議会事務局の体制（行動基準・通信体制等）の検証・点検を行い、必要の都度見直しを行う。
- ◇ 議会BCPの見直しは、対策会議を中心に行うものとする。

階上町議会BCP 組織対応イメージ図



※ 執行部局への直接連絡は情報の混乱を招きますので慎重にお願いします。人命に関わることを以外は、階上町議会災害等対策会議を通して対策・対応を依頼してください。

議員の参集フロー図



階上町議会災害等対策会議設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、階上町議会災害等対策会議(以下「対策会議」という。)の設置に関し、必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 議長は、次に掲げる場合に対策会議を設置する。

(1) 災害等が発生し、階上町災害対策本部、階上町新型インフルエンザ等対策本部又は階上町国民保護対策本部(以下「町本部」という。)が設置されたとき。

(2) 原子力災害その他の相当規模の災害が発生し、町本部が設置された場合において、議長が必要と認めるとき。

2 議長は、対策会議を設置したときは、議員及び町本部にその旨を通知する。

(組織)

第3条 対策会議は、議長、副議長、議会運営委員会委員長及び議会運営委員会副委員長をもって構成する。

2 議長は、対策会議を代表し、その事務を統括する。

3 副議長は、議長を補佐し、議長に事故等があるときは、その職務を代理する。

4 議長及び副議長ともに事故あるときは、議会運営委員会委員長が議長の職務を、議会運営委員会副委員長が副議長の職務を代理する。

5 議長又はその職務を代理する者は、必要に応じて議員を招集することができる。

(会議)

第4条 対策会議は、議長が招集及び主宰する。

2 対策会議は、非公開とする。

(対策会議の役割)

第5条 対策会議は、次に掲げる役割を担うものとする。

(1) 議員の安否、居所、連絡手段等の掌握

- (2) 被災状況等の把握及び町本部への情報提供
 - (3) 町本部から入手した災害等の情報の議員への伝達
 - (4) 本会議又は議員全員協議会の日程・運営方法の協議
 - (5) 災害等に係る特別委員会の設置に関する協議
 - (6) 国、県その他の関係機関に対する要望等
 - (7) その他議長が必要と認める事項
- (会議内容の議員への周知)

第6条 議長は、対策会議の会議内容を議員に周知する。
(廃止)

第7条 議長は、次に掲げる場合に対策会議を廃止する。

- (1) 町本部が廃止されたとき。
- (2) 前号のほか特に議長が認めたとき。

2 議長は、対策会議を廃止したときは、その旨を議員に通知する。
(議会事務局の役割)

第8条 対策会議の庶務は、議会事務局において処理する。
(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、議長が対策会議に諮って定める。

附 則

この告示は、令和〇年〇月〇日から施行する。

議会 B C P 行動基準

(地震・津波・風水害編)

本会議、委員会、関連諸行事の開催中

初動期① 【発災から概ね２日】

- 1□ 議長等は、直ちに本会議等を休憩又は散会する。
- 2□ 議長等は、事務局職員に対し、出席者及び傍聴人等の避難誘導や安全を確保するための指示をする。
- 3□ 議長等は、必要に応じて議員を待機させる。
- 4□ 議員は、速やかに自身の安全を確保し、自身の安全確保を行った上で、被災者がいる場合にはその救出・支援を行う。
- 5□ 議長等は、必要に応じて議員を待機させる。
- 6□ 議員は、今後の対応の指示があるまで議会等において待機するとともに、家族の安否確認を行うものとする。
- 7□ 議員は、被害状況を議長に速やかに報告する。
- 8□ 議長は、速やかに対策会議の設置を判断し、決定する。
- 9□ 対策会議は、災害関係情報を収集する。
- 10□ 対策会議は、災害対策本部と連携を図る。
- 11□ 議員は、居住地又は最寄りの避難所運営のほか、各地域の災害支援活動に協力する。
- 12□ 議員は、被災個所及び避難所等の状況について、必要に応じて対策会議に報告する。
- 13□ 議員は、対策会議からの招集に対し、速やかに参集できる態勢を整える。

※ 議長等：議長、委員長等

※ 本会議等：定例会、臨時会、委員会、関連諸行事、議会行事等

会議等が開かれていない場合

初動期② 【発災から概ね２日】

- 1□ 議長は、速やかに対策会議の設置を判断、決定する。
- 2□ 議長は、速やかに対策会議を設置した旨を全議員に連絡する。
- 3□ 対策会議は、災害関係情報を収集する。
- 4□ 対策会議は、災害対策本部と連携を図る。
- 5□ 議員は、自身や家族等の安全を確認し、速やかに安全な場所に避難した上で、自らの安否とその居所及び連絡先を対策会議に報告する。
- 6□ 議員は、対策会議からの指示があるまで、議会ＢＣＰに基づき、個人の判断により行動する。
- 7□ 議員は、地域における被災者の安全の確保及び避難所への誘導等に協力する。
- 8□ 議員は、居住地又は最寄りの避難所運営のほか、各地域の災害支援活動に協力する。
- 9□ 議員は、被災箇所及び避難所等の状況について、必要に応じて対策会議に報告する。
- 10□ 議員は、対策会議からの招集に対し、速やかに参集できる態勢を整える。

会議等は開催しないよう努める期間

応急期 【3日目～7日目】

- 1□ 対策会議は、議員から提供された地域の災害情報を集約・整理し、災害対策本部に提供する。
- 2□ 対策会議は、災害対策本部から提供された災害情報を全議員に提供する。
- 3□ 対策会議は、その他必要な情報を収集し、全議員に提供する。
- 4□ 対策会議は、本会議等の再開及び災害対応に関する議会、議員の活動方針を協議する。
- 5□ 対策会議は、議長に全員協議会の開催要請及び特別委員会等の設置可否について協議する。
- 6□ 事務局は、本会議等の再開に向けた準備をする。
- 7□ 議員は、居住地又は最寄りの避難所運営のほか、各地域の災害支援活動に協力する。
- 8□ 議員は、被災箇所及び避難所等の状況について、必要に応じて対策会議に報告する。
- 9□ 議員は、地域での災害情報、意見、要望などの収集をする。
- 10□ 議員は、対策会議からの招集に対し、速やかに参集できる態勢を整える。

会議等を積極的に開催

復旧・復興期 【8日目～1か月】

- 1□ 議長等は、災害対策本部に対し、活動状況に配慮した上で、被災や復旧の状況及び今後の災害対応等について説明を求める。
- 2□ 事務局は、議会等の開催のため、開催場所の確保などの環境整備を行う。
- 3□ 議長等は、会議等を開催する。
- 4□ 議長等は、復旧工事や支援事業等を確認する。
- 5□ 議会は、復興計画等の確認、調査・審議をする。
- 6□ 議員は、居住地又は最寄りの避難所運営のほか、各地域の災害支援活動に協力する。
- 7□ 議員は、地域での災害情報、意見、要望などの収集をする。
- 8□ 議会は、迅速な復旧及び復興の実現に向け、必要に応じて国、県その他関係機関に対して要望活動を行う。
- 9□ 議会は、復旧及び復興が迅速に進むよう、町民の意見・要望等を踏まえながら、必要に応じ、町に対して提案・提言・要望等を行う。
- 10□ 議員は、議員活動に専念するよう努める。
- 11□ 議長は、通常の議会体制へ移行するよう努める。

議会 B C P 行動基準

(新型インフルエンザ等感染症編)

国内発生早期	国内で感染症の患者が発生しているが、青森県内では発生していない段階
--------	-----------------------------------

- 1□ 議会だより、HP等を活用し、町民に対して、検温、マスクの着用、手洗い、3密の回避等、基本的な感染対策を広報・周知する。
- 2□ 議員及び事務局職員は、検温、マスクの着用、手洗い、3密の回避等、基本的な感染対策の実践を徹底する。
- 3□ 国外又は発生県からの視察等の受入れを規制する。
- 4□ 国外又は発生県からの傍聴希望者に対して、本会議等の傍聴の自粛を要請する。
- 5□ 傍聴希望者に対し、検温の実施及びマスクの着用を求める。
- 6□ 国外又は発生県への出張を規制する。

国内発生期	青森県近県で感染症の患者が発生し、感染者が増加している段階
-------	-------------------------------

- 1□ 議員の県外出張を規制する。
- 2□ やむを得ない事情により感染地域に滞在する場合は、事前に議会事務局に報告するとともに、現地での行動を記録する。
- 3□ 帰省後は、別に定める期間について外部との接触を控える。
- 4□ 体調の変化に細心の注意を払い、異変を感じた場合は、速やかに医療機関を受診するとともに、事務局に結果を報告する。
- 5□ 県外からの視察等の受入れを規制する。
- 6□ 町外からの傍聴希望者に対して、本会議等の傍聴の自粛を要請する。
- 7□ 傍聴希望者に対し、検温の実施及びマスクの着用を求める。

県 発 生 期	内 青森県内で感染症の患者が発生しているが、町内では発生していない段階
------------	--

- 1□ 対策会議を設置し、対応方針を協議・決定する。
- 2□ 対策会議は、災害対策本部から提供された情報を全議員に提供する。
- 3□ 対策会議は、感染症の拡大・防止対策及び議会の活動方針を協議・決定する。
- 4□ 対策会議は、その他必要な情報を収集し、全議員に提供する。
- 5□ 議員の町外出張を規制する。
- 6□ 不特定多数の人が接触する可能性の高い行事等について、開催及び参加を規制する。
- 7□ やむを得ない事情により、感染地域に滞在する場合は、事前に議会事務局に報告するとともに、現地での行動を記録する。
- 8□ 帰省後は、別に定める期間について外部との接触を控える。
- 9□ 体調の変化に細心の注意を払い、異変を感じた場合は、速やかに医療機関を受診するとともに、事務局に結果を報告する。
- 10□ 町外からの視察等の受入れを規制する。
- 11□ 町外からの傍聴希望者に対して、本会議等の傍聴の自粛を要請する。
- 12□ 傍聴希望者に対し、検温の実施及びマスクの着用を求める。

感 拡 大 期	町内で感染症の患者が発生した段階
------------------	------------------

- 1□ 議員の町内外出張を規制する。
- 2□ 不特定多数の人が接触する可能性の高い行事等について、開催及び参加を規制する。
- 3□ 町内・外からの視察等の受入れを規制する。
- 4□ 町外からの傍聴希望者に対して、本会議等の傍聴の自粛を要請する。
- 5□ 傍聴希望者に対し、検温の実施及びマスクの着用を求める。

まん延期	町内で感染症の患者が多数発生した段階
------	--------------------

- 1□ 議員は、極力外出を避け、リモート活動をする。
- 2□ 議員の町内外出張を規制する。
【やむを得ない事情がある場合についても規制する。】
- 3□ 不特定多数の人が接触する可能性の高い行事等について、開催及び参加を規制する。
【やむを得ない事情がある場合についても規制する。】
- 4□ 町内・外からの視察等の受入れを規制する。
- 5□ 町外からの傍聴希望者に対して、本会議等の傍聴の自粛を要請する。
- 6□ 傍聴希望者に対し、検温の実施及びマスクの着用を求める。

小 康 期	患者の発生が減少し、流行が低い水準となった段階
-------	-------------------------

- 1□ 町内の患者の発生状況、国・県の動向等を見極め、対策会議を解散する。
- 2□ 議員活動の規制を緩和・解除する。
- 3□ 議員の町内外出張を緩和・解除する。
- 4□ 不特定多数の人が接触する可能性の高い行事について、状況に応じて開催及び参加の規制を緩和・解除する。
- 5□ 外部からの視察等の受入れ規制を緩和・解除する。
- 6□ 傍聴者の制限を緩和・解除する。

階上町議会 B C P（業務継続計画）

令和 6 年 9 月策定

青森県三戸郡階上町議会事務局

〒039-1201 青森県三戸郡階上町大字道仏字天当平1番地87

代表電話：0178-88-2111

直通電話：0178-88-2369

ファックス：0178-88-2117

URL：<http://www.town.hashikami.lg.jp/>

E-mail：gikai@town.hashikami.lg.jp